

# 漏 水 修 繕 事 業 者 募 集 要 領

(趣旨)

第1条 この要領は、給水装置の使用者等（以下「依頼者」という。）が、給水装置の水道メーター下流側における漏水修繕工事の発注を行うに当たり、京都市公営企業管理者上下水道局長（以下「管理者」という。）に対して、当該工事を行うことができる京都市指定給水装置工事事業者（以下「指定工事業者」という。）の紹介を依頼したときに、市民サービスの一環として、管理者が紹介する指定工事業者を募集するために、必要な事項を定めるものである。

(修繕工事の範囲)

第2条 対象とする修繕工事の範囲は、原則として宅地内の水道メーター下流側とし、上下水道局（以下「局」という。）が無料修繕の対象とする範囲は除く。

(募集の対象)

第3条 募集の対象は、市内に事業所を有し、かつ、京都市上下水道局競争入札有資格者名簿に登録されている指定工事業者とする。

2 前項の規定にかかわらず、市内に事業所を有し、かつ、当初の指定を受けた日から本件募集に対する申請日までの期間が30年を超える指定工事業者は、その対象とする。

(修繕工事費用)

第4条 修繕工事に係る費用の額は、依頼者と指定工事業者との間で決定されるものであり、局は一切関与しない。

(説明責任等)

第5条 指定工事業者は、修繕工事の施行に当たって、詳細な見積書を提示して承諾を得る等あらかじめ十分な説明責任を果たし、修繕工事が完了した後で依頼者からの異議、故障などの申立てのないように努めなければならない。

2 第2条に規定する工事は、依頼者の求めに応じ、いつでも対応できなければならない。

(修繕工事の施行)

第6条 指定工事業者は、修繕工事の施行に当たって、懇切丁寧な対応に努めるとともに、水道法施行令第6条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合した材料（給水管・継手等）を使用し、適正に修繕工事を施行しなければならない。

(報告の徴収)

第7条 指定工事業者は、管理者から修繕方法や経過について報告を求められたときは、それに応じなければならない。

(募集)

第8条 募集は、各年度において行い、追加募集等の詳細はその都度管理者が定める。

(応募の方法)

第9条 募集に応じようとする指定工事業者は、「漏水修繕事業者申請書」(様式1)及び「漏水修繕事業者登録連絡票」(様式2)を、定められた期間内に届け出なければならない。

(配置)

第10条 管理者は、漏水修繕事業者とした指定工事業者を、平日夜間、土日祝日、盆、年末年始の待機業者として配置する。

附 則

この要領は、平成15年8月5日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年9月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年11月20日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年12月8日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年12月9日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年11月20日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年12月1日から施行する。

## 漏水修繕事業者申請書

(あて先)

京都市公営企業管理者  
上下水道局長

(届出者)

住 所  
指定工事業者名  
代表者名  
電話番号  
指定番号

漏水修繕事業者募集要領第 9 条の規定により届け出ます。

なお、修繕工事の施行に当たっては、同要領第 4 条

から第 7 条までの規定を遵守します。

受 理 欄

受理日 年 月 日

受理番号 第 号

## 漏水修繕事業者登録連絡票

(あて先)  
京都市公営企業管理者  
上下水道局長

(届出者)  
住 所 〒  
指定工事業者名  
代表者名  
指定番号

漏水修繕事業者募集要領に基づき、届出するにあたり、下記の事項について登録願います。

### ※局ホームページ掲載事項

営業時間	定休日	電 話 番 号		FAX
		平 日	休日・夜間	
: から :				